**令和５年１０月●日時点**

**申請時によくあるご質問**

**（賃金引上げに向けた経営体制強化支援補助金）**

※随時項目を追加していく予定ですので、更新日付にご注意ください。

［　目　次　］

[**【１.総論】** 4](#_Toc147506162)

[Q.補助金が交付されるまでの流れを教えてください。 4](#_Toc147506163)

[Q.審査結果はいつわかりますか。 4](#_Toc147506164)

[Q.提出した書類等が公開されることはありますか。 4](#_Toc147506165)

[Q.補助金の採択・不採択について、会社名は公表されますか。 4](#_Toc147506166)

[Q.採択発表はどのようにされますか。 4](#_Toc147506167)

[**【２.補助対象者について】** 4](#_Toc147506168)

[Q.小規模事業者も対象となりますか。 4](#_Toc147506169)

[Q.「常時使用する従業員」について教えてください。 4](#_Toc147506170)

[Q.農家は対象となりますか。 5](#_Toc147506171)

[Q.一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人は、補助対象になりますか。 5](#_Toc147506172)

[Q.商工会・商工会議所の会員でなくても、今回の補助金の申請は行えますか。 5](#_Toc147506173)

[Q.申請にあたっては、どの商工会・商工会議所に相談すればよいですか。 5](#_Toc147506174)

[Q.県内に本社を有しているが、事業実施場所は県外である場合、申請対象になりますか。 5](#_Toc147506175)

[Q.これから石川県内に本社または、主たる事業場を設ける場合、申請対象になりますか。 5](#_Toc147506176)

[Ｑ.これから開業する場合は対象となりますか。 6](#_Toc147506177)

[Q.複数店舗に分けて申請することは可能ですか。 6](#_Toc147506178)

[Q.派遣職員は「常時使用する従業員」に含まれますか。 6](#_Toc147506179)

[**【３.補助対象事業（経費）について】** 6](#_Toc147506180)

[Q.本店と支店がありますが、支店で補助事業を行う場合も対象となりますか。 6](#_Toc147506181)

[Q.支店で補助事業を行う場合、常時使用する従業員の数え方はどうなりますか。 6](#_Toc147506182)

[A.あくまでも一つの法人、1つの個人事業者全体で常時使用する従業員を数えることになります。 6](#_Toc147506183)

[Q.商品サンプル試供品製作は対象ですか。 6](#_Toc147506184)

[Q.ホームページ制作は対象となりますか。 6](#_Toc147506185)

[Q.海外で実施する事業は対象となりますか。 6](#_Toc147506186)

[Q.「汎用性があり目的外使用になるもの～」とは、具体的にどのようなものですか。 6](#_Toc147506187)

[Q.公募要領に記載のないものを購入等する場合、補助対象か分かりません。 7](#_Toc147506188)

[Q.ホームページ作成を業者に依頼する場合の経費区分はなんですか。 7](#_Toc147506189)

[Q.ホームページに掲載するバナー掲載（ネット広告）の経費区分はなんですか。 7](#_Toc147506190)

[Q.システムの購入や開発等に係る経費はウェブサイト関連費ですか。 7](#_Toc147506191)

[Q.商品陳列棚の購入で補助金を申請した場合の経費区分はなんですか。 7](#_Toc147506192)

[Q.補助対象外とされている「映像制作における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る経費」とは具体的にどのようものでしょうか。 7](#_Toc147506193)

[Q.補助事業遂行のため、アルバイトを雇いたいのですが、補助対象となりますか。 7](#_Toc147506194)

[Q.ホームページに買い物かごを追加する計画を考えていますが、広報費または委託・外注費で申請できますか。 7](#_Toc147506195)

[Q.ウェブサイト関連費の対象となる「インターネットを介した DM 発送」は例えばどのようなものがありますか。 8](#_Toc147506196)

[Q.ウェブサイト関連費の上限の考え方を教えてください。 8](#_Toc147506197)

[Q.ウェブサイト関連費のみを申請することはできますか。 8](#_Toc147506198)

[Q.「○○一式」と申請しても補助対象経費として認められますか。 8](#_Toc147506199)

[Q.家賃は補助対象経費になりますか。 8](#_Toc147506200)

[Q.機械装置等費で、補助対象外とされている「通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入」とは、具体的にどのようなことでしょうか。 8](#_Toc147506201)

[Q.中古品で複数の見積もりが取得できません。その場合はどうなりますか。 8](#_Toc147506202)

[Q.個人との取引サイトでの購入は補助対象経費となりますか。 8](#_Toc147506203)

[Q.自動車、オートバイ、自転車の購入は補助対象経費となりますか。 8](#_Toc147506204)

[Q.一定の期間、一定料金を業者に支払う契約形態での広告（サブスク型広告）費用は広報費として補助対象になりますか。 9](#_Toc147506205)

[Q.移動販売用のキッチンカーの導入費は、補助対象となりますか。 9](#_Toc147506206)

[Q.デリバリー用のバイク導入費は、補助対象となりますか。 9](#_Toc147506207)

[Q.試作のために機器が揃っている施設を借り上げる費用は対象となりますか。 9](#_Toc147506208)

[Q.公的融資を受けているが、本補助金に申請できますか。 9](#_Toc147506209)

[Q.国の「事業再構築補助金」や県が公募していた「収益力強化支援補助金」など、他の補助制度との併用は可能ですか。 9](#_Toc147506210)

[Q.契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権等を購入し、毎月支払が発生する場合、契約期間が補助対象期間外の経費は対象となりますか。 9](#_Toc147506211)

[Q.補助対象期間中に開催される予定だった展示会が補助対象期間以降に延期になった場合、補助対象期間として対象となるか？ 10](#_Toc147506212)

[**【４.提出書類について】** 10](#_Toc147506213)

[Q.視覚や手指等に障害があり、宣誓・同意書等の自署ができない場合、どうすればいいのですか。 10](#_Toc147506214)

[Q.補助事業計画書（第1号様式－３）の提出売枚数に制限はありますか。 10](#_Toc147506215)

[**【５.補助対象期間について】** 10](#_Toc147506216)

[Q.補助対象期間（経費が補助対象となる期間）はいつまでですか？ 10](#_Toc147506217)

[Q.事業を実施できるのはいつからか 10](#_Toc147506218)

[Q.補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払を、翌日(対象期間外)に行った場合は補助対象外となるか 10](#_Toc147506219)

[Q.交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいか？ 10](#_Toc147506220)

[Q.見積書を交付決定日前に受領したが、問題ないか 10](#_Toc147506221)

[**【６.申請手続きの流れについて】** 11](#_Toc147506222)

[Q.補助金は先着順か 11](#_Toc147506223)

[Q.申請すれば必ず交付されますか。 11](#_Toc147506224)

[Q.手書きの申請書でも応募は可能か 11](#_Toc147506225)

[Q.補助金の支払はいつ頃か 11](#_Toc147506226)

[**【７.賃金引上げ要件について】** 11](#_Toc147506227)

[Q.事業場内最低賃金について、特例許可制度の適用を受けた従業員はどのような取扱いになりますか。 11](#_Toc147506228)

[Q.事業場内最低賃金はアルバイト・パートの給料も含まれますか。 11](#_Toc147506229)

[Q.地域別最低賃金が933円で、現在支給している事業場内最低賃金が940円の場合、補助事業終了時点において963円の23円アップ以上で要件を満たすということでしょうか。 11](#_Toc147506230)

[Q.採択された場合、賃金を引き上げるタイミングはいつですか。 11](#_Toc147506231)

[Q.１０月に地域別最低賃金の改定がありました。直近１か月分の賃金台帳は、地域別最低賃金が引きあがる前の内容となりますが、問題ないでしょうか。また、実績報告時に記載する【申請時の地域別最低賃金】とは、①申請日、②提出した賃金台帳の対象月、のどちらが基準になりますか。 12](#_Toc147506232)

[Q.事業場内最低賃金の算出方法について、月給制の場合における時間換算額の算出に必要な【１か月平均所定労働時間数】の算出方法を教えてください。 12](#_Toc147506233)

[Q.事業場内最低賃金の記載について、就業規則に規定している最低賃金を記載しても良いですか。 12](#_Toc147506234)

# **【１.総論】**

## Q.補助金が交付されるまでの流れを教えてください。

A.公募申請→採択・交付決定→補助事業の実施→実績報告→確定検査・補助金額の確定→請求→入金という流れになります。

## Q.審査結果はいつわかりますか。

A.各申請受付締切後、補助金事務局及び有識者による審査が行われます。申請件数によっては審査に時間を要する場合もありますが、12月上旬に採択公表予定です。審査終了後に採択公表を事務局 HPで行うとともに、全ての申請者に対して、審査結果を通知します。

## Q.提出した書類等が公開されることはありますか。

A.申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

## Q.補助金の採択・不採択について、会社名は公表されますか。

A.採択された事業者名と実施する補助事業名を補助金事務局 HP にて公表いたします。

## Q.採択発表はどのようにされますか。

A.採択案件を補助金事務局 HP に公表の上、採択の結果を通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

# **【２.補助対象者について】**

## Q.小規模事業者も対象となりますか。

A.小規模事業者（常時使用する従業員が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では２０人以下、卸売業・小売業・サービス業では５人以下の会社又は個人事業主）は対象となりません。国の「小規模事業者持続化補助金」をご活用ください。

　商工会議所地区＜https://www.r3.jizokukahojokin.info/index.html＞

　商工会地区＜https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\_r1h/＞

## Q.「常時使用する従業員」について教えてください。

Ａ.本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a).会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

 (b).個人事業主本人および同居の親族従業員

(c).（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d).以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1).日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に４か月 以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は 「常時使用する従業員」に含まれます。）

(d-2).所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業 員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、 雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規 型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通 常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（１日または１週間の労働時間および１か月の所定労働日数が、通常の従業員の４分の３以下である）はパートタイム労働者とします。「（d-2） パートタイム労働者」に該当するのは、「１日の労働時間および１か月の所定労働日数が４分の３以下」も しくは、「１週間の労働時間および１か月の所定労働日数が４分の３以下」の場合に限ります。

## Q.農家は対象となりますか。

Ａ.株式会社や有限会社といった会社法上の法人であれば対象となりますが、農事組合法人は対象外となります。

## Q.一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人は、補助対象になりますか。

A.いずれも対象となりません。本事業では、中小企業基本法に定める中小企業者その他これに準ずる団体として、事業協同組合、企業組合、協業組合を対象としています。 なお、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなすため、対象外となります。

## Q.商工会・商工会議所の会員でなくても、今回の補助金の申請は行えますか。

A.会員、非会員を問わず、申請可能です。ただし、申請は商工会・商工会議所での確認を経て申請する必要があります。

## Q.申請にあたっては、どの商工会・商工会議所に相談すればよいですか。

A.主たる事業場の所在地を管轄する商工会・商工会議所にご相談ください。

## Q.県内に本社を有しているが、事業実施場所は県外である場合、申請対象になりますか。

A.補助対象外となります。実施場所も含め、県内である必要があります。

## Q.これから石川県内に本社または、主たる事業場を設ける場合、申請対象になりますか。

A.本補助金の申請時点で県内に本社または、主たる事業場（従業員を配置して事業活動を行っている支店・支社・営業所等）が確認できる場合、対象となります。

## Ｑ.これから開業する場合は対象となりますか。

A.申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業 届上の開業日が申請日よりも後である場合や、申請日時点で開業の実態のない場合）は対象外です。

## Q.複数店舗に分けて申請することは可能ですか。

A.できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

## Q.派遣職員は「常時使用する従業員」に含まれますか。

A.補助金申請を行う法人・個人事業主と直接雇用関係にないため、派遣社員は、常時使用する従業員に含めません。

# **【３.補助対象事業（経費）について】**

## Q.本店と支店がありますが、支店で補助事業を行う場合も対象となりますか。

A.対象となります。また、その場合は実際に補助事業を実施する支店のある地域の商工会・商工会議所にご相談ください

## Q.支店で補助事業を行う場合、常時使用する従業員の数え方はどうなりますか。

## A.あくまでも一つの法人、1つの個人事業者全体で常時使用する従業員を数えることになります。

## Q.商品サンプル試供品製作は対象ですか。

A.販路開拓が目的であること、販売用商品と試供品が明確に異なるものであれば、対象となり得ます。

## Q.ホームページ制作は対象となりますか。

A.販路開拓の取り組みであれば、対象となり得ます。 ただし、経費はウェブサイト関連費として計上を行い、補助金交付申請額及び交付すべき額の確定時に認められる補助金総額の１／４（最大 50 万円）を上限とします。詳細は公募要領をご覧下さい。

## Q.海外で実施する事業は対象となりますか。

A.海外市場を開拓する事業であれば対象となり得ます。

## Q.「汎用性があり目的外使用になるもの～」とは、具体的にどのようなものですか。

A.パソコン・事務用プリンター・複合機・WEBカメラ・ウェアラブル端末やタブレット端末、PC 周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバ・モニター・スキャナー・ルーター・ヘッドセット・イヤホン）などです。

## Q.公募要領に記載のないものを購入等する場合、補助対象か分かりません。

A.対象となるもの、対象とならないもの全てを公募要領に記載している訳ではございません。購入等を検討しているものの、対象となるかならないかが不明な場合は、事前に補助金事務局にお問い合わせ下さい。

## Q.ホームページ作成を業者に依頼する場合の経費区分はなんですか。

A.ウェブサイト関連費です。

## Q.ホームページに掲載するバナー掲載（ネット広告）の経費区分はなんですか。

A.ウェブサイト関連費です。

## Q.システムの購入や開発等に係る経費はウェブサイト関連費ですか。

A.原則、ウェブサイト関連費です。ただし、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェアの購入は機械装置等費で計上可能です。

〈販路開拓等のための特定業務用ソフトウェアの例〉

・新サービス提案のための設計用３次元ＣＡＤソフト

・販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト

・POS ソフト（業務効率化（生産性向上）の取組内容に記載した場合に限る）

## Q.商品陳列棚の購入で補助金を申請した場合の経費区分はなんですか。

A.機械装置等費です。

## Q.補助対象外とされている「映像制作における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る経費」とは具体的にどのようものでしょうか。

A.映像制作における被写体や商品とは、動画撮影・制作時における人物等の被写体及び衣装、小道具などの商品等です。

## Q.補助事業遂行のため、アルバイトを雇いたいのですが、補助対象となりますか。

A.販路開拓の取組のために必要であり、補助事業計画に基づく経費であれば、補助対象となります。ただし、臨時の雇い入れとみなされない場合は、補助対象とはなりません。詳細は公募要領【補助対象となる経費】⑧雑役務費をご覧ください。なお、ウェブサイト関連費に含まれる業務のために臨時の雇い入れをした場合は、ウェブサイト関連費として計上してください。

## Q.ホームページに買い物かごを追加する計画を考えていますが、広報費または委託・外注費で申請できますか。

A.ウェブに関する経費となりますので、ウェブサイト関連費にて計上してください。

## Q.ウェブサイト関連費の対象となる「インターネットを介した DM 発送」は例えばどのようなものがありますか。

A.例えば電子メール等でのダイレクトメールが対象となります。郵送によるDM発送については、 広報費となります。

## Q.ウェブサイト関連費の上限の考え方を教えてください。

A.ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の１／４（最大 50 万円）を上限とします。また、交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の１／４（最大 50 万円）が上限となります。例えば、補助金確定額を５０万円とした場合、そのうち１２．５万円までがウェブサイト関連費の補助金として計上可能です。

## Q.ウェブサイト関連費のみを申請することはできますか。

A.ウェブサイト関連費のみで申請することはできません。

## Q.「○○一式」と申請しても補助対象経費として認められますか。

A.「一式」・「等」などの表記はその経費の具体的な内容が特定できない為、補助対象経費として認められない場合があります。「経費内訳」はできる限り詳細にご記入ください。また、「内容・必要理由」は、補助事業の目的に合致していること、補助対象の条件を満たす経費であること 等がわかるよう具体的にご記入ください。

## Q.家賃は補助対象経費になりますか。

A.事務所等に係る家賃は補助対象となりません。ただし、既存の事務所賃料ではなく、新たな販路開拓の取り組みの一環として新たに事務所を賃借する場合は、対象となることがあります。なお、申請時に事務所賃料の「金額」と「床面積」が確認できる書類の提出が必要となっており、補助対象とならない部分が床面積に含まれている場合は按分資料も必要となります。

## Q.機械装置等費で、補助対象外とされている「通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入」とは、具体的にどのようなことでしょうか。

A.老朽化による単なる買替えや取替えなど、現在と同程度の性能の設備の導入などです。

## Q.中古品で複数の見積もりが取得できません。その場合はどうなりますか。

A.中古品の購入にあたっては、２者以上の中古品販売事業者から同等品の見積を取得することが必要です。複数の見積もりがない場合は、補助対象外となります。

## Q.個人との取引サイトでの購入は補助対象経費となりますか。

A.個人からの購入は補助対象外となります。

## Q.自動車、オートバイ、自転車の購入は補助対象経費となりますか。

A.自動車、オートバイ、自転車の購入は補助対象外となります。

## Q.一定の期間、一定料金を業者に支払う契約形態での広告（サブスク型広告）費用は広報費として補助対象になりますか。

A.対象になります。ただし、補助対象となるのは補助事業実施期間内に広告が使用・掲載される 分の費用に限りますのでご注意下さい。なお、ウェブに関する広告については、ウェブサイト関連費に計上してください。

## Q.移動販売用のキッチンカーの導入費は、補助対象となりますか。

A.補助事業計画の実施に必要なものであれば、対象となります。
ただし、特殊用途自動車（８ナンバー）と呼ばれる加工車登録を行っている場合に限ります。また、貨物車（１ナンバー、４ナンバー）をキッチンカーとして使用する場合は、車両本体は補助対象外ですが、積載される機材のみ（取付費用含む）を補助対象とすることができます。

## Q.デリバリー用のバイク導入費は、補助対象となりますか。

A.バイク本体は対象外ですが、積載される機材のみ（取付費用含む）を補助対象とすることができます。

## Q.試作のために機器が揃っている施設を借り上げる費用は対象となりますか。

A.事務所等として借り上げる場合は対象外となりますが、試作のためなど、一時的に借り上げる場合であれば、対象となります。ただし、その場合においては、原則、施設として料金を設定して貸し出しを行っている企業から借り受ける必要があります（個人からの貸し出しは不可）。

## Q.公的融資を受けているが、本補助金に申請できますか。

A.申請できます。

## Q.国の「事業再構築補助金」や県が公募していた「収益力強化支援補助金」など、他の補助制度との併用は可能ですか。

A.同一の事業内容で、他の補助制度との併用はできません。

内容が異なる（補助対象経費の明確な区分ができる）事業であれば、併用可能ですが、同一事業で複数の補助金を受けることはできません。他の補助制度の規定に反しないかは十分ご注意ください。

## Q.契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権等を購入し、毎月支払が発生する場合、契約期間が補助対象期間外の経費は対象となりますか。

A.当該経費が補助対象となる経費であれば、補助対象期間中の支払分は対象となります。一方、補助対象期間外の経費については、対象外となります。按分等の方式により、算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。(見積書や振込受領書を提出する際に手書きで構いませんので計算式も記載してご提出してください)

## Q.補助対象期間中に開催される予定だった展示会が補助対象期間以降に延期になった場合、補助対象期間として対象となるか？

A.交付申請時に予定していた展示会が補助対象期間外となった場合、出展をキャンセルすれば、キャンセル料やすでに支払い済みの費用（広告宣伝費等含む）は補助対象となりますが、令和６年３月以降に延期した展示会に出展する場合、その出展料等一式は、原則、補助対象外となります（令和６年２月２９）日までの出展分のみ対象）。

# **【４.提出書類について】**

## Q.視覚や手指等に障害があり、宣誓・同意書等の自署ができない場合、どうすればいいのですか。

A.「○○ ○○（代筆：△△ △△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障碍者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを宣誓・同意書等の自署が必要な書類の後ろに添付してください。

## Q.補助事業計画書（第1号様式－３）の提出売枚数に制限はありますか。

A.補助事業計画書（第1号様式－３）は、最大８枚程度までとしてください。

# **【５.補助対象期間について】**

## Q.補助対象期間（経費が補助対象となる期間）はいつまでですか？

A.令和６年２月２９日（木）までです。

## Q.事業を実施できるのはいつからか

A.交付決定日(=交付決定通知書の交付決定日)以降可能です。その日より前の発注・契約や支出は補助対象外です。

## Q.補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払を、翌日(対象期間外)に行った場合は補助対象外となるか

A.補助対象外です。補助対象期間内に納品及び支払まで全て完了したものが対象です。

## Q.交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいか？

A.交付申請時に予定していた事業実施期間よりも短期間で補助事業を完了することは差し支えありませんが、補助対象期間を超えることは認められません。対象期間内にすべての手続きを完了する必要があります。

## Q.見積書を交付決定日前に受領したが、問題ないか

A.見積書の作成依頼・受領は事業の着手とはみなされませんので、問題ありません。ただし、実際の発注時点における見積書の有効期限切れによる金額の変更にご注意ください。

# **【６.申請手続きの流れについて】**

## Q.補助金は先着順か

A.先着順ではありません。申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内でより優れた取組を採択（補助対象者を決定）します。なお、審査結果（補助対象者となるか否か）は、申請者に対して文書により通知します（審査に係る内容や不採択理由については、一切お答えいたしません）。

## Q.申請すれば必ず交付されますか。

A.必ず交付されるものではありません。審査結果次第で、不採択（不交付）となる場合があります。また、予算の範囲内で交付するため、採択された場合でも申請金額の全てに応じられないことがあります。

## Q.手書きの申請書でも応募は可能か

A.原則、ExcelやWordなどPCでの作成をお願いします。やむを得ない場合は、手書きでの申請も可能ですが、電子媒体での申請書作成にご協力をお願いします。

## Q.補助金の支払はいつ頃か

A.補助事業完了日から１か月以内又は、令和６年２月２９日(木)のいずれか早い日（土日祝日含む）までに、実績報告書等の提出を受け、適切な事業の執行を確認できた後（補助金額の確定後）、全額精算払いとなります。なお、書類に不備がない場合は提出いただいたものから優先的に処理していきますが、令和６年２月に入っての提出の場合、提出物の集中が予想されるため、補助金の支払いは遅れる場合があります。

# **【７.賃金引上げ要件について】**

## Q.事業場内最低賃金について、特例許可制度の適用を受けた従業員はどのような取扱いになりますか。

A.特例許可制度の適用を受けた従業員は、賃金引上げ枠の要件の対象といたしません。

## Q.事業場内最低賃金はアルバイト・パートの給料も含まれますか。

A.含まれます。

## Q.地域別最低賃金が933円で、現在支給している事業場内最低賃金が940円の場合、補助事業終了時点において963円の23円アップ以上で要件を満たすということでしょうか。

A.事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋30円以上であるため、要件を満たします。

## Q.採択された場合、賃金を引き上げるタイミングはいつですか。

A.申請日以降、補助事業終了日までに引き上げてください。ただし、補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より＋３０円以上であることが要件となります。なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋３０円以上を達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より＋３０円以上とする必要があります。

## Q.１０月に地域別最低賃金の改定がありました。直近１か月分の賃金台帳は、地域別最低賃金が引きあがる前の内容となりますが、問題ないでしょうか。また、実績報告時に記載する【申請時の地域別最低賃金】とは、①申請日、②提出した賃金台帳の対象月、のどちらが基準になりますか。

A.　 申請時に提出いただく賃金台帳は、直近１か月分であれば地域別最低賃金が引きあがる前の内容で問題ございません。申請時の事業場内最低賃金についても直近１か月の賃金台帳を用いて計算します。他方、【申請時の地域別最低賃金】は、①申請日時点でみます。

従って、要件達成の確認については、申請日時点の地域別最低賃金と補助事業終了時点の事業場内最低賃金（直近１か月の賃金台帳ベース）を比較することになります。なお、申請時で既に地域別最低賃金より＋３０円であるかの確認は、申請日時点の地域別最低賃金と申請時の事業場内最低賃金（直近 1 ヶ月の賃金台帳ベース）を比較することになります。

## Q.事業場内最低賃金の算出方法について、月給制の場合における時間換算額の算出に必要な【１か月平均所定労働時間数】の算出方法を教えてください。

A.１か月平均所定労働時間数の算出方法については、次のとおりです。

〇１か月平均所定労働時間数＝（３６５日－１年の休日合計日数）×１日の所定労働時間数÷１２か月

## Q.事業場内最低賃金の記載について、就業規則に規定している最低賃金を記載しても良いですか。

A.事業場内最低賃金は、就業規則等の金額ではなく、提出した直近１か月の賃金台帳をもとに計算した支給実績における事業場内最低賃金を記載してください。

以上